

仙台市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

- 一 仙台市下水道事業の設置等に関する条例（昭和六十二年仙台市条例第八十七号）第五条
- 二 仙台市水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第三十七号）第六条
- 三 仙台市交通事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第三十八号）第七条
- 四 仙台市ガス事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第三十九号）第六条
- 五 仙台市病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第四十号）第七条

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。